

用語の解説

人口

国勢調査における人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時において、調査の地域内に常住している者を調査した「常住人口」である。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

常住地

常住地とは、各人が常住する場所をいう。ここで「常住する」とは、同一の場所に 3 か月以上にわたって住んでいるか、あるいは 3 か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自区で従業・通学—従業・通学先が常住している区と同一の区にある場合

自宅—従業している場所が自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外—自区に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学—従業・通学先が常住している区以外にある場合

市内他区—従業・通学先が市内の他の区にある場合

県内他市区町村—従業・通学先が県内の他の市区町村にある場合

県外—従業・通学先が県外にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学するために来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村を、それぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

流出人口・流入人口

「流出人口」とは、本市に常住し本市以外へ通勤・通学する人口をいい、「流入人口」とは、本市以外に常住し、本市に通勤・通学する人口をいう。

昼間人口

昼間人口（従業地・通学地による人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて次式により算出された人口である。

・A市の昼間人口＝A市の常住人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については考慮していない。これに対し、「常住人口」とは「常住地による人口」であり、「昼間人口」と対比する意味で「夜間人口」ともいう。なお、昭和55年以降の従業地・通学地集計結果における「常住人口」とそれにより算出される「昼間人口」には年齢不詳の者は含まれない。また、「市（区）内残留人口」とは、従業地と常住地が同一の市（区）にあり、流入・流出人口以外の人口をいう。

なお、昼間人口の算出に際しては、15歳未満の通学者も含めて表章している。

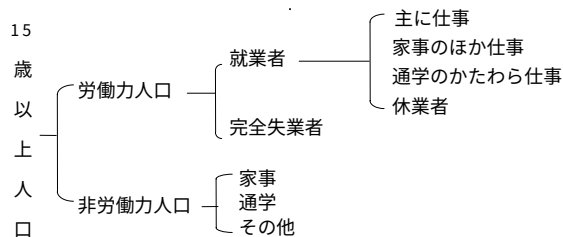
昼夜間人口比率

昼夜間人口比率とは、次式により算出され、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示している。

・A市の昼夜間人口比率＝（A市の昼間人口／A市の常住人口）×100

労働力状態

15歳以上の者について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



就業者

調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事をもっているが、調査週間で、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

（1）勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

（2）個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 ー主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 ー主に家事などをしていて、ほかに少しでも仕事をした場合

通学のかたわら仕事ー主に通学していて、そのかたわら少しでも仕事をした場合

通学者

主に通学していた人。ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

年 齢

年齢は、調査日前日現在による満年齢である。なお、調査年の10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未婚－まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶－届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死別－妻又は夫と死別して独身の人
- 離別－妻又は夫と離別して独身の人

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので 19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成っている。

また、本文中の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

- 第1次産業 A 農業、B 林業、C 漁業
- 第2次産業 D 鉱業、E 建設業、F 製造業
- 第3次産業 G 電気・ガス・熱供給・水道業、H 情報通信業、I 運輸業、J 卸売・小売業、K 金融・保険業、L 不動産業、M 飲食店、宿泊業、N 医療、福祉、O 教育、学習支援業、P 複合サービス事業、Q サービス業(他に分類されないもの)、R 公務（他に分類されないもの）

昼間流入率・昼間流出率

昼間流入率とは、流入人口の当該市町村常住人口に対する割合であり、昼間流出率とは、流出人口の当該市町村常住人口に対する割合であり、それぞれ次式により算出される。

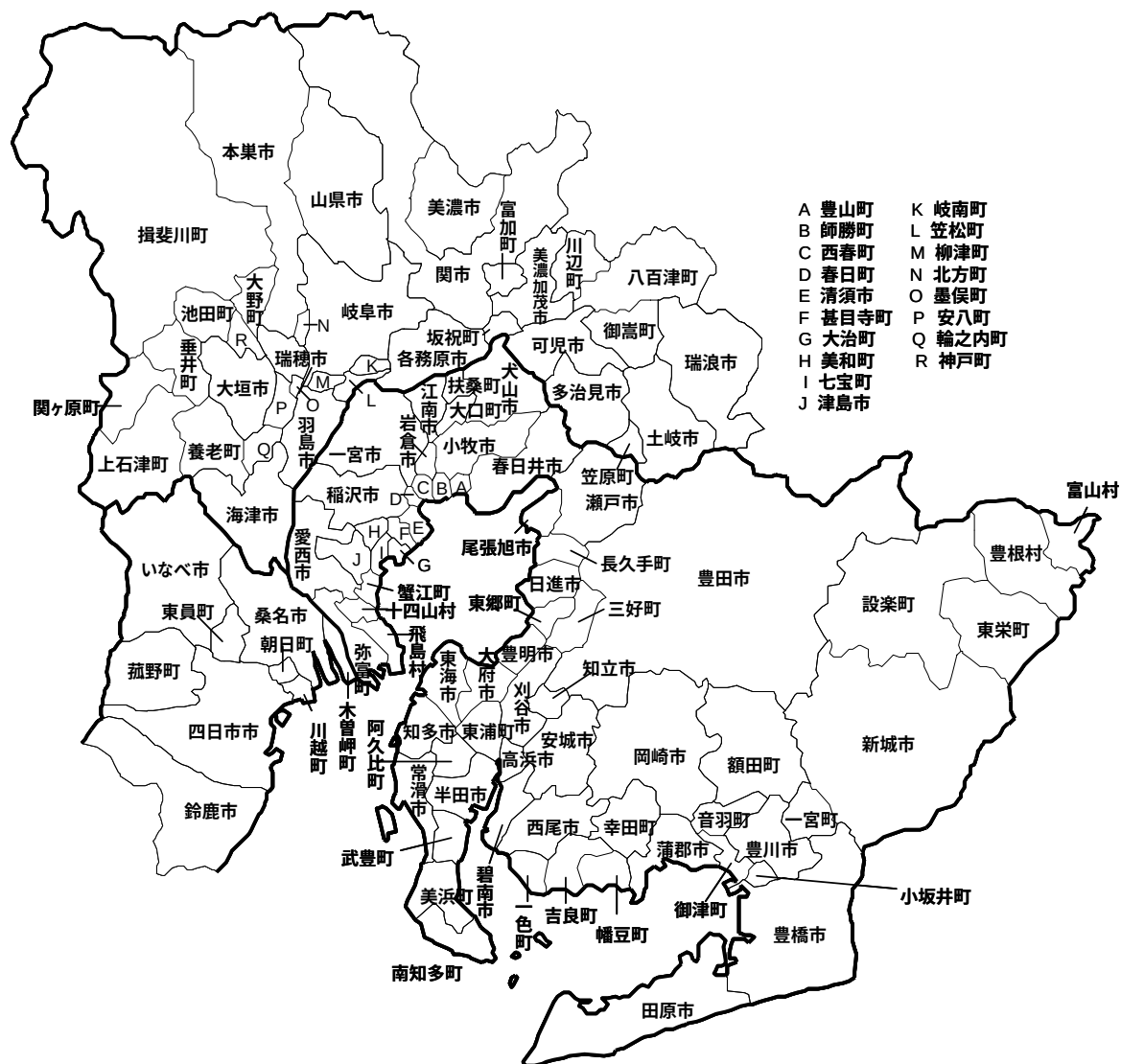
$$A \text{ 市の昼間流入率} = \frac{A \text{ 市から本市への流入人口}}{A \text{ 市の常住人口}} \times 100$$

$$A \text{ 市の昼間流出率} = \frac{\text{本市からA市への流出人口}}{A \text{ 市の常住人口}} \times 100$$

距離圏

距離圏とは中区金山駅を中心点として、各市町村の役場の所在地を 10Km ごとの距離帯に画定し集計したものであり、0～50 km未満の各距離圏に属する市町村は下表のとおりとした。（なお、平成 12 年の報告書とは異なる画定方法のため注意されたい。）

0～10km未満		10～20km未満		20～30km未満		30～40km未満		40～50km未満	
愛知県	清須市	愛知県	一宮市	愛知県	瀬戸市	愛知県	岡崎市	愛知県	蒲郡市
	七宝町		春日井市		半田市		碧南市		南知多町
	甚目寺町		津島市		豊田市		西尾市		美浜町
	大治町		刈谷市		安城市		武豊町		幡豆町
			小牧市		犬山市		一色町		額田町
			稲沢市		常滑市		吉良町		音羽町
			東海市		江南市		幸田町	岐阜県	美濃市
			大府市		知立市	岐阜県	岐阜市		瑞浪市
			知多市		高浜市		大垣市		山県市
			尾張旭市		大口町		関市		本巣市
			岩倉市		扶桑町		美濃加茂市		上石津町
			豊明市	岐阜県	阿久比町		土岐市		垂井町
			日進市		多治見市		可児市		関ヶ原町
			愛西市		羽島市		瑞穂市		揖斐川町
			東郷町		各務原市		養老町		大野町
三重県	長久手町		豊山町		海津市	三重県	神戸町		池田町
			師勝町		岐南町		墨俣町		川辺町
			西春町		笠松町		安八町	三重県	八百津町
			春日町		柳津町		北方町		鈴鹿市
			美和町	三重県	輪之内町		坂祝町		
			蟹江町		笠原町		富加町		
			十四山村		桑名市		御嵩町		
			飛島村		東員町	三重県	四日市市		
			弥富町		朝日町		いなべ市		
			東浦町		川越町		菟野町		
			三好町						
			木曽岬町						



利 用 上 の 注 意

- 1 統計表中の内訳数値は、表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。
- 2 本文中「Ⅳ-1」、「Ⅳ-2」及び統計表「第4表」の記述・数値について、平成12年10月1日以降平成17年10月1日までの間に合併のあった市町村については、平成12年10月1日現在の数値を平成17年10月1日現在の市域に組替えた数値をもとに比較等を行っている。
 なお、当該組替による比較等については、愛知県内の全市町村及び他県の市町村中 50 km圏内の距離帯にある市町村を対象として行った。
- 3 統計表中の記号については、以下のとおりである。
 - (1) 「0.0」 単位未満
 - (2) 「-」 該当数値のないもの